

# 健康を支える国民健康保険

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

国民健康保険(国保)は、皆さんの健康を支えています。万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

10期割です。口座振替の人は自動的に振替します。なお、口座振替を希望される場合は、同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き(特別徴収)となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの

## 令和2年度国民健康保険料が決定

保険料は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の合計となります(表1)。なお、法改正により、軽減対象世帯が拡大され、賦課限度額が引き上げとなります。

■令和2年度保険料率 (表1)

区分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.40%	2.82%	2.70%
均等割	25,851円	9,551円	11,121円
世帯平等割	17,418円	6,435円	5,583円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

■法定軽減対象の基準額の変更について  
下表のとおり、法定軽減(均等割・世帯平等割のみ)の基準額が変更され、低所得者の負担軽減の対象が拡大されます。

法定軽減	令和2年度	平成31年度
7割	33万円	
5割	33万円+28万5千円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割	33万円+52万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

※世帯主と国保加入者全員の合計所得金額が表の金額以下の場合に軽減対象となります。

※被保険者数には、特定同一世帯所属者(旧国保被保険者)を含みます。

※軽減を受けるには所得の申告が必要です。

### ■保険料の算出例

4人家族で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳の人)に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
33万円	7割	57,970円
147万円	5割	243,920円
241万円	2割	423,340円
300万円		538,240円
400万円		667,440円

## 後期高齢者医療

### 令和2年4月から保険料を変更

後期高齢者医療保険料は、全員が負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額の合計額となり、被保険者個人ごとに計算します。

1年間の保険料=均等割額(53,110円)+所得割額(被保険者本人の総所得金額等-基礎控除額33万円)×所得割率9.98%

■保険料の軽減措置について  
令和2年4月から保険料の特例措置に伴う軽減率が変わりました。

被保険者全員と世帯主の総所得金額等が33万円以下で、かつ被保険者全員が所得0(公的年金等控除額は80万円として計算)の世帯の軽減率が、令和元年度の8割軽減から、7割軽減に変わります。

また、被保険者全員と世帯主の総所得金額等が33万円以下の世帯は、令和元年度の8.5割軽減から、7.75割軽減に変わります。

※保険料の通知は7月中旬に送付します。また、詳しい保険料の納付方法などは、広報やわた7月号でお知らせします。

☎983-2976

## 個人市民税の減免

個人市民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業などで所得が無くなった場合も課税されます。

ただし、次の要件に該当し、徴収猶予・納期限の延長などによっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けられる場合があります。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
  - ②失業、廃業などで所得が無くなったため、生活が著しく困難となった場合(退職の場合は一定の離職理由に該当する場合のみ)
  - ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下)
  - ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下)
  - ⑤その他特別の事情がある場合
- ※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、減免の対象とはなりません。

### ■各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、印かん、①~⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係まで申請してください。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。なお、納期限を過ぎたものや、納付済みの場合は対象外となります。

### ■コンビニで税の証明が取得できます

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

### ■取得できる証明書

所得証明書、課税(非課税)証明書  
※令和2年度の証明書は6月2日(火)

から取得できます。

### ■サービスの利用時間

午前6時30分~午後11時(土・日・祝日含む(6月1日、12月29日~1月3日は利用不可))。

### ■交付手数料

1通300円

※利用可能な店舗や利用方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎983-1113

## 障がいのある人の軽自動車税(種別割)を減免

申請は6月30日(火)まで

次の①~③のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免が受けられます。

- ①障がいのある人が車を所有し、自分で運転する場合
  - ②障がいのある人が18歳未満、または障がいのある人が身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1級を所持するなどの場合は、同一生計者が車を所有し、もっぱら障がいのある人のために運転する場合
  - ③障がいのある人等のみで構成される世帯が所有する車を、介護者が常時運転する場合
- ※車の所有者や障がいの種類・等級ごとに条件が異なります。詳しくはお問い合わせください。

### ■減免の手続き

令和2年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って、6月30日(火)までに税務課市民税係へ申請してください。※年度途中の減免や自動車税(普通自動車)の減免と合わせて受けることはできません。

☎983-2164

## 国民健康保険料等の負担を軽減

高額療養費負担限度額など

### ■非自発的失業者の保険料軽減

保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。

▽対象 次のすべての要件を満たす人。

・離職時点65歳未満

・雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている

・雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コードを確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割として保険料を算定し、高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や、失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間(例)平成31年3月31日から令和2年3月30日までに失業した人

▽国保料 離職日翌日の属する月から令和3年3月31日まで

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

▽減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月まで延長可)

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

### ■一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月を支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月まで延長可)

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など加入者全員の収入状況等を証明できる書類、通帳、印かん

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

※他の健康保険へ加入した場合など、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

▽その他の失業者の保険料減免

退職により、国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※要件など詳しくは、お問い合わせください。

※失業等により前年所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

※他の健康保険へ加入した場合など、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

▽その他の失業者の保険料減免

退職により、国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

▽手続に必要なもの 国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん

※要件など詳しくは、お問い合わせください。